

## 階層区分決定の仕組みと 市町村民税申告のお願いについて

患者さんの階層区分は、支給認定世帯の市町村民税課税状況等により決定されます（指定難病医療費助成制度の御案内3ページ参照）。市町村民税が未申告などにより課税状況が確認できない場合は、高い階層区分に決定されるため、該当する場合は新規申請を提出する前に必ず市町村民税の申告をお願いします。

### 階層区分決定の仕組み

#### ① 支給認定世帯の市町村民税額が「課税」の場合

保険料の算定対象になっている方（いわゆる被保険者）の「市町村民税所得割額」に基づき、「一般所得Ⅰ」、「一般所得Ⅱ」、「上位所得」のいずれかの階層区分を決定します。被保険者が複数いる場合は合算額で算定します。

#### ② 支給認定世帯の市町村民税の課税状況が「非課税」の場合

患者さん（18歳未満の場合は保護者）の収入額等に基づき、「低所得Ⅰ」、「低所得Ⅱ」のいずれかの階層区分を決定します。

#### 【被用者保険（健康保険組合、共済組合等）の場合】

例1	支給認定世帯	市町村民税 所得割額	階層区分
患者さん (医療保険上の被保険者)	132,000円	一般所得Ⅱ	

被保険者の所得割額が7.1万円～25.1万円未満のため、一般所得Ⅱになります。被保険者は必ず1人です。

例2	支給認定世帯	市町村民税 所得割額	階層区分
患者さん (医療保険上の被扶養者)	未申告 (税法上の 扶養親族)	一般所得Ⅰ	
被保険者	69,000円		

被保険者の所得割額が7.1万円未満のため、一般所得Ⅰになります。この場合は患者さん本人の市町村民税の申告は不要です。ただし、被保険者が非課税の場合は、患者さんの収入額等の確認が必要のため、市町村民税の申告または別紙「収入申告書」の提出をお願いします。

例3	支給認定世帯	市町村民税 所得割額	階層区分
患者さん (医療保険上の被保険者)	未申告	上位所得	

被保険者の所得割額が確認できないため、上位所得になってしまいます。この場合は、市町村民税の申告を必ずお願いします。

【国民健康保険組合、国民健康保険、後期高齢者医療制度の場合】

例4

支給認定世帯	市町村民税 所得割額	階層区分
患者さん (医療保険上の被保険者)	23,000 円	一般所得Ⅱ
被保険者 A	41,000 円	
被保険者 B	19,000 円	

それぞれが被保険者となるため、全員の市町村民税所得割額を合算します。合算の所得割額が 83,000 円となり、7.1 万円～25.1 万円未満のため、一般所得Ⅱになります。

例5

支給認定世帯	市町村民税 所得割額	階層区分
患者さん (医療保険上の被保険者)	23,000 円	上位所得
被保険者 A	未申告	

市町村民税所得割額が確認できない被保険者が1人でもいると、市町村民税所得割の合算額が分からないため、上位所得になってしまいます。この場合は、被保険者 A の市町村民税の申告を必ずお願いします。

例6

支給認定世帯	市町村民税 課税状況	収入額等	階層区分
患者さん (医療保険上の被保険者)	非課税	723,000 円	低所得Ⅰ
被保険者 A	非課税	986,000 円	

支給認定世帯が非課税で、患者さんの収入額等が82万6500円以下であるため、低所得Ⅰとなります。被保険者の収入額等は合算しません。

例7

支給認定世帯	市町村民税 課税状況	収入額等	階層区分
患者さん (医療保険上の被保険者)	非課税	不明	低所得Ⅱ

支給認定世帯が非課税であることは確認できていて、患者さんの収入額等が確認できない場合は、低所得Ⅱとなってしまいます。この場合は、収入額等を確認できる書類の提出をお願いします。

上記の他にも様々なケースがあります。市町村民税の申告等について、御協力をお願いします。

※ 収入額等が不明となるのは、障害年金や遺族年金の証明書類の不備等により額が確認できない場合等です。また、市町村民税未申告も収入額等を確認できません。

市町村民税の申告は、川崎市内の市税事務所で行えます。  
なお、確定申告がお済みの方は、市町村民税の申告は不要です。